

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号

氏名 株式会社紙資源

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 大津 正和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 令和 2年 4月 14日

許可の有効年月日 令和 7年 4月 13日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

積替え保管を含む産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については廃蛍光管、廃水銀灯及び廃ランプ類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、以下余白

汚泥、金属くず（以上2品目については廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、以下余白

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類（以上6品目については石綿含有産業廃棄物を含む。）、以下余白

積替え保管を含まない産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ダスト類（以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面のとおりに記載

3. 許可の条件

積替え保管行為は、上記の施設以外では行わないこと

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 4月 14日 更新許可

令和 5年 2月 2日 積替え保管施設の変更

令和 5年 7月 28日 変更許可

5. 積替え保管の有無

記載なし

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

あり

備考

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)

所在地	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番7 (福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については廃蛍光灯、廃水銀灯及び廃ランプ類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、以下余白
保管面積	3.9 m ²
保管上限	3.6 m ³
保管高さ	1.05 m

(2)

所在地	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番7 (福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号)
産業廃棄物の種類	汚泥、金属くず（以上2品目については廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、以下余白
保管面積	0.17 m ²
保管上限	0.2 m ³
保管高さ	1.2 m

(3)

所在地	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番7 (福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類（以上6品目については石綿含有産業廃棄物を含む。）、以下余白
保管面積	13.68 m ²
保管上限	16 m ³
保管高さ	1.2 m

以下余白